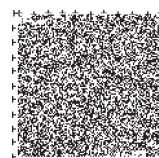


第 3 章 障害福祉サービス等の目標値・見込量

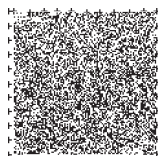
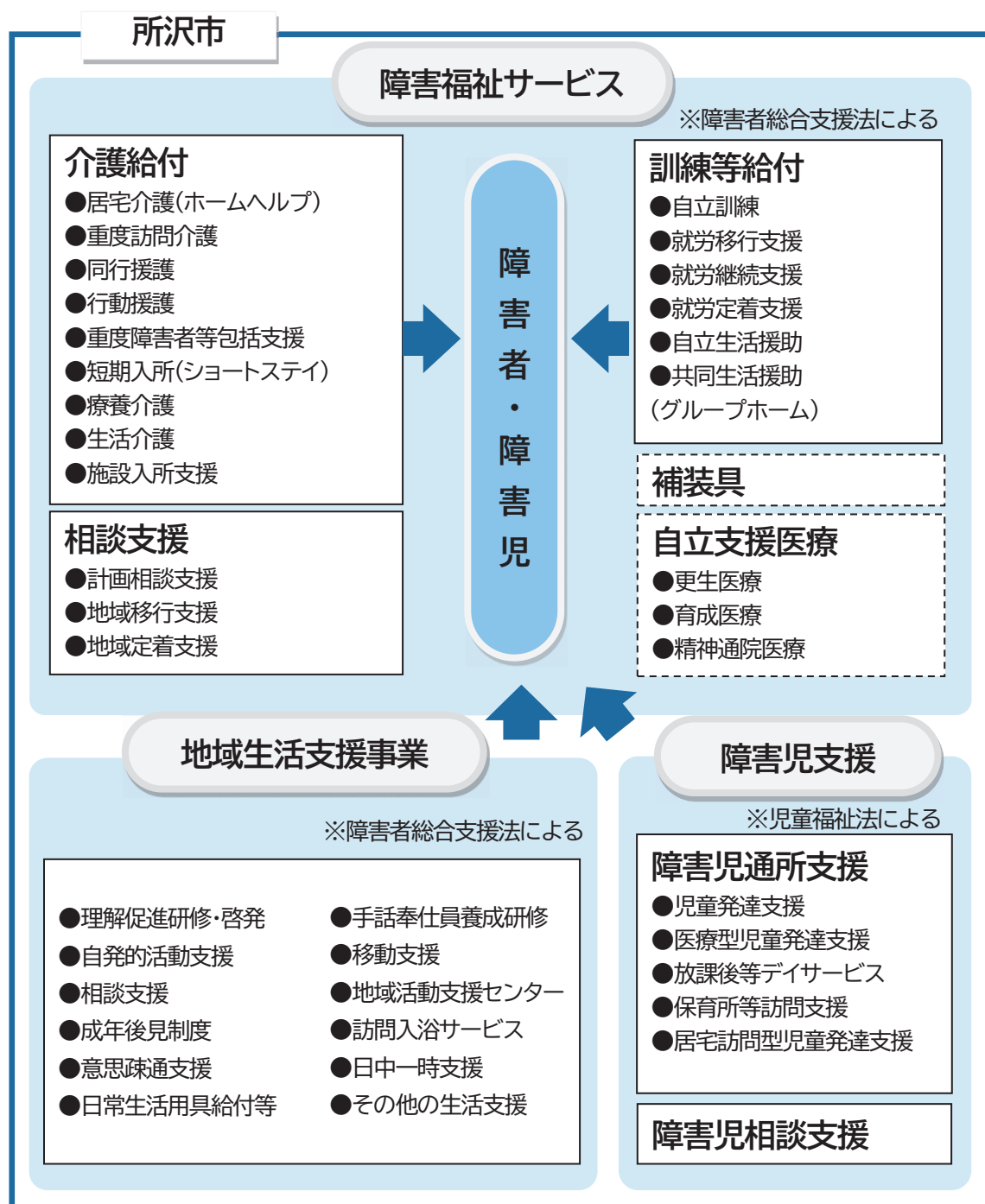


障害福祉サービス等の全体像

障害福祉サービス等の全体像

障害福祉計画と障害児福祉計画には、障害福祉サービス等の提供体制の整備に関する目標値や障害福祉サービス等の見込量等を設定しています。

令和6年度から令和8年度までを期間とする障害福祉計画・障害児福祉計画で記載する法定事業（障害者総合支援法、児童福祉法）は以下のとおりです。



1. 計画の目標値

ここでは、障害福祉サービス等の提供体制を確保する上で必要な取組について、国及び県の方針に従い、目標を設定しています。

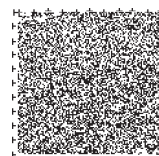
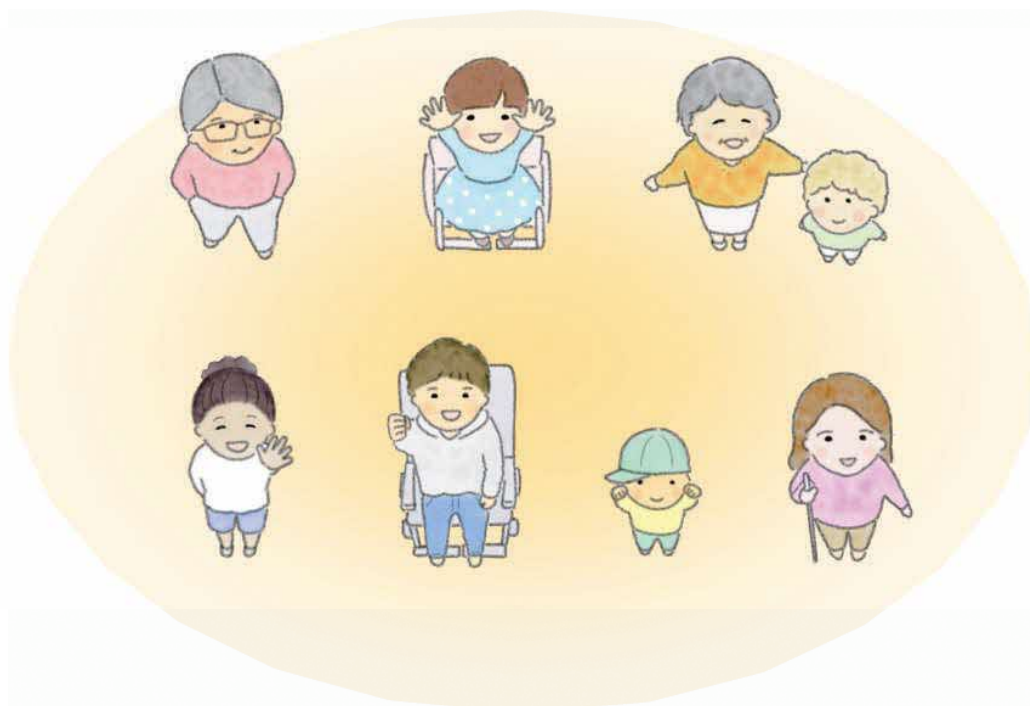
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値を設定します。

なお、施設入所者数につきましては、国の基本方針として、施設入所者数を令和4年度末時点の5%以上削減することを基本とするよう示されておりますが、埼玉県は県の状況を鑑み設定しないこととしております。

本市においても、入所を希望する待機者が年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちしている状況であることから、施設入所者の削減は現状とそぐわない面もあるため、目標は設定しておりません。引き続き、地域の施設と連携し個別支援を行うとともに、居住の場の確保等の課題について、自立支援協議会等で協議を進めることといたします。

項目	目標値	目標値の考え方
令和8年度末までの地域生活移行者数	12人	令和4年度末時点の施設入所者数(189人)のうち6%以上が地域生活へ移行
令和8年度末における施設入所者数	—	—

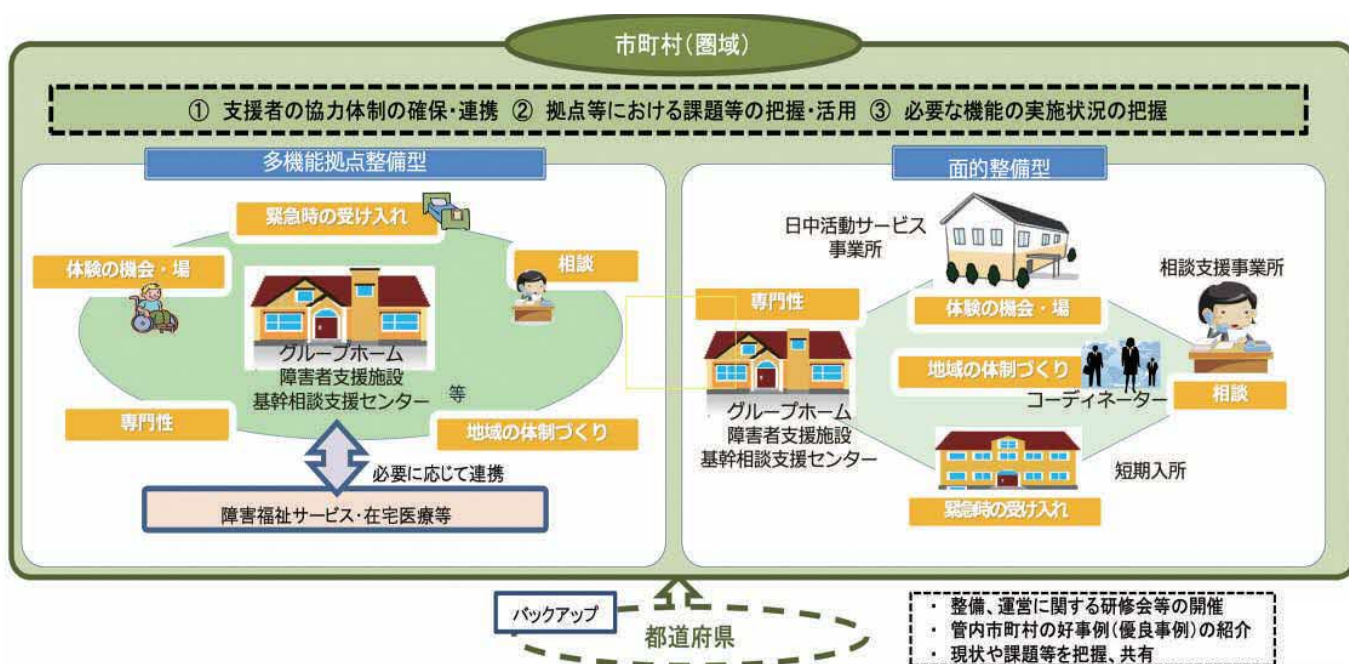


(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

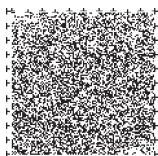
地域生活支援拠点に関する目標値を設定します。障害者の安全・安心な生活を継続して確保するため、地域生活支援拠点を通じた支援体制の充実に努めます。

項目	目標値	目標値の考え方
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	令和8年度末まで継続して確保
運用状況及び機能の検証・検討実施回数	年1回以上	機能充実のため、年1回以上検証及び検討を実施
地域生活支援拠点等の設置数	4か所	令和8年度末まで継続して確保
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人	令和8年度末まで継続して確保

<地域生活支援拠点のイメージ図>



画像出典:厚生労働省「地域生活支援拠点等について ～地域生活支援体制の推進～」



(3) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等により、福祉施設から一般就労へ移行した障害者数やその割合等について目標値を設定します。

①一般就労移行者数

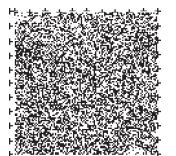
項目	目標値	目標値の考え方
令和8年度の一般就労移行者数①	68人	令和3年度の一般就労移行者数(49人)の1.28倍以上
①のうち、就労移行支援事業利用者数	55人	令和3年度就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数(38人)の1.31倍以上
①のうち、就労継続支援A型事業利用者数	5人	令和3年度就労継続支援A型事業利用者の一般就労移行者数(4人)の1.29倍以上
①のうち、就労継続支援B型事業利用者数	8人	令和3年度就労継続支援B型事業利用者の一般就労移行者数(7人)の1.28倍以上
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%	令和8年度就労移行支援事業所全体の5割以上

②就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	目標値の考え方
令和8年度就労定着支援事業の利用者数	100人	令和3年度就労定着支援事業利用者(71人)の1.41倍以上

③就労定着支援事業の就労定着率

項目	目標値	目標値の考え方
令和8年度末時点の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	令和8年度末時点の就労定着支援事業所の2.5割以上



(4) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の地域社会への参加・包容の推進や、地域において適切な支援が受けられるよう、障害児支援の提供体制の整備に関して目標値を設定します。

① 児童発達支援センター※¹の設置

項目	目標値
児童発達支援センターの設置数	令和8年度末まで1か所確保

② 保育所等訪問支援の設置数

項目	目標値
保育所等訪問支援の設置数	令和8年度末までに1か所以上

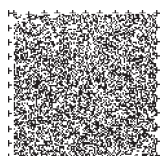
③ 重症心身障害児を支援する事業所の設置

項目	目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	令和8年度末までに1か所以上
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	令和8年度末までに1か所以上

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	目標値
医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置	令和8年度末まで継続して確保
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末まで継続して確保

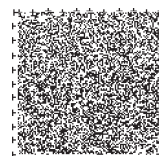
※¹ 児童発達支援センター…児童福祉法に基づく児童発達支援を行うほか、地域で暮らす障害児やその家族からの相談、障害児を預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。



(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者が希望する地域生活を実現していくために、相談支援体制の充実・強化等に関する取組について目標値を設定します。

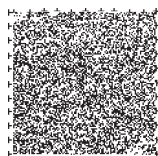
項目	目標値	目標値の考え方
基幹相談支援センターによる総合的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化		
基幹相談支援センターの設置数	1 か所	令和 8 年度末まで継続して確保
相談支援事業所に対する指導・助言件数	48 件/年	市内相談支援事業所から相談を受け、同行や訪問、面談を行う回数
人材育成の支援件数	8 件/年	基幹相談支援センター主催のフォローアップ研修及び出前講座等の実施回数
連携強化の取組の実施回数	15 回/年	基幹相談支援センターが主催する自立支援協議会部会の開催回数
個別事例の検討回数	11 回/年	グループスーパービジョン研修及びひとり事業所相談会の開催件数
主任相談支援専門員の配置数	1 人	令和 8 年度末まで継続して確保
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		
相談支援事業所参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	9 回/年 23 事業者	委託相談支援事業所によるミーティングの実施回数 市内の全相談支援事業者数
専門部会の設置数、実施回数	5 部会 54 回/年	5 つの専門部会の合計実施回数



(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

市職員の障害者総合支援法の理解を深め、障害福祉サービス等の利用状況の把握に努めること等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する目標値を設定します。

項目	目標値	目標値の考え方
県が実施する研修への参加人数	10人/年	埼玉県が実施する研修等への市町村職員の参加人数（延べ人数）
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	令和8年度末まで体制の維持	埼玉県国民健康保険団体連合会から届く障害者サービス費請求審査結果に関する事業者間との確認業務を令和8年度末まで継続実施
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	12回/年	埼玉県国民健康保険団体連合会から届く障害者サービス費請求審査結果に関する事業者間との確認業務



2. 福祉サービス等の見込量

(1) 障害福祉サービス等

ここでは、令和3年度と令和4年度の実績を基に算出した各サービスの利用見込量について記載しています。なお、「～人分」とは実利用者数を、「～人日分」「～時間」とはそれぞれ延べ利用日数及び延べ利用時間数を示しています。

①訪問系サービス

在宅で生活する障害者に対し、ヘルパーを派遣し身の回りの支援を行うサービスです。

実績

(月間)

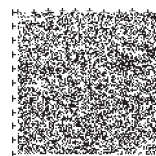
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
居宅介護	6,054 時間 662 人	6,527 時間 634 人	6,647 時間 672 人
重度訪問介護	3,591 時間 31 人	3,318 時間 26 人	3,908 時間 22 人
同行援護	1,311 時間 116 人	1,428 時間 125 人	1,620 時間 135 人
行動援護	608 時間 45 人	768 時間 51 人	828 時間 58 人
重度障害者等包括支援	—	—	—

見込量

(月間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	7,164 時間 711 人	7,725 時間 752 人	8,331 時間 796 人
重度訪問介護	3,908 時間 22 人	3,908 時間 22 人	3,908 時間 22 人
同行援護	1,765 時間 145 人	1,922 時間 156 人	2,094 時間 169 人
行動援護	927 時間 67 人	1,125 時間 76 人	1,367 時間 87 人
重度障害者等包括支援	—※	—※	—※

※重度障害者等包括支援とは、常時介護を必要とする方へ、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。現状、包括でなく各サービスで対応できておりますので、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。



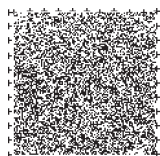
②日中活動系サービス

就労、訓練、芸術活動等、日中の時間における社会活動や余暇活動等を施設への通所などを通じて支援するサービスです。

実績

(月間)

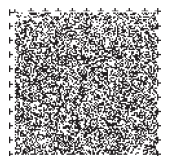
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
生活介護 (うち重度障害者利用者数)	10,923 人日分 628 人 (238 人)	11,229 人日分 617 人 (239 人)	11,491 人日分 638 人 (240 人)
自立訓練 (機能訓練)	15 人日分 5 人	39 人日分 3 人	56 人日分 3 人
自立訓練 (生活訓練)	268 人日分 21 人	528 人日分 38 人	657 人日分 69 人
就労移行支援	2,290 人日分 128 人	2,365 人日分 133 人	2,232 人日分 151 人
就労継続支援A型	1,360 人日分 81 人	1,488 人日分 95 人	1,604 人日分 103 人
就労継続支援B型	9,802 人日分 686 人	10,010 人日分 700 人	10,453 人日分 712 人
就労定着支援	42 人	43 人	47 人
療養介護	27 人	26 人	25 人
短期入所 (福祉型) (うち重度障害者利用者数)	508 人日分 341 人 (7 人)	618 人日分 339 人 (7 人)	800 人日分 330 人 (6 人)
短期入所 (医療型) (うち重度障害者利用者数)	94 人日分 34 人 (34 人)	81 人日分 33 人 (33 人)	91 人日分 36 人 (36 人)



見込量

(月間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 (うち重度障害者利用者数)	11,785 人日分 660 人 (241 人)	12,171 人日分 681 人 (242 人)	12,562 人日分 703 人 (243 人)
自立訓練(機能訓練)	56 人日分 3 人	56 人日分 3 人	56 人日分 3 人
自立訓練(生活訓練)	968 人日分 80 人	1,111 人日分 92 人	1,261 人日分 105 人
就労移行支援	2,569 人日分 153 人	2,751 人日分 163 人	2,946 人日分 175 人
就労継続支援A型	1,920 人日分 120 人	2,124 人日分 132 人	2,334 人日分 146 人
就労継続支援B型	10,500 人日分 728 人	10,702 人日分 742 人	10,904 人日分 756 人
就労定着支援	51 人	56 人	60 人
療養介護	25 人	25 人	25 人
短期入所(福祉型) (うち重度障害者利用者数)	922 人日分 332 人 (7 人)	1,053 人日分 335 人 (8 人)	1,204 人日分 338 人 (9 人)
短期入所(医療型) (うち重度障害者利用者数)	91 人日分 36 人 (36 人)	91 人日分 36 人 (36 人)	91 人日分 36 人 (36 人)



③居住支援系・施設系サービス

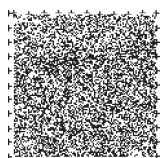
障害福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画の作成や障害者が地域生活を送る上で必要な連絡調整、助言等の支援を行うサービスです。

実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
自立生活援助	0人/月	0人/月	1人/月
共同生活援助 (うち重度障害者利用者数)	258人/月 (34人/月)	247人/月 (36人/月)	269人/月 (36人/月)
施設入所支援	185人/月	190人/月	190人/月
地域生活支援拠点等の 設置箇所数	3か所	3か所	4か所
地域生活支援拠点等の コーディネーター配置 人数	1人	1人	1人

見込量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月
共同生活援助 (うち重度障害者利用者数)	291人/月 (37人/月)	313人/月 (38人/月)	335人/月 (39人/月)
施設入所支援	190人/月	190人/月	190人/月
地域生活支援拠点等の 設置箇所数	4か所	4か所	4か所
地域生活支援拠点等の コーディネーター配置 人数	1人	1人	1人



④相談支援

障害特性に応じた居住の場や適切な支援の提供、自立した日常生活を営むために必要な支援を提供するサービスです。

実績

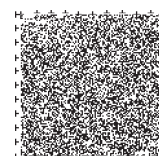
(月間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
計画相談支援	466人	500人	533人
地域移行支援	0人	0人	1人
地域定着支援	0人	1人	0人

見込量

(月間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	571人	611人	654人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人



⑤障害児通所支援等

心身に障害または発達の遅れがある児童を対象とした障害児通所支援や障害児相談支援等を行う児童福祉法のサービスです。

実績

(月間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
児童発達支援	2,972 人日分 421 人	3,256 人日分 457 人	3,567 人日分 493 人
放課後等デイサービス	7,592 人日分 725 人	7,885 人日分 778 人	8,189 人日分 831 人
保育所等訪問支援 ^{※1}	52 人日分 39 人	110 人日分 71 人	233 人日分 103 人
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—
障害児相談支援	705 人	748 人	794 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	4 人	5 人	7 人

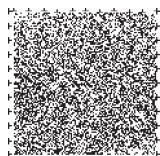
見込量

(月間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	3,916 人日分 543 人	4,232 人日分 585 人	4,556 人日分 627 人
放課後等デイサービス	8,575 人日分 893 人	8,712 人日分 929 人	8,812 人日分 960 人
保育所等訪問支援	227 人日分 134 人	281 人日分 164 人	332 人日分 191 人
居宅訪問型児童発達支援	— [※]	— [※]	— [※]
障害児相談支援	849 人	885 人	919 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	8 人	9 人	10 人

※居宅訪問型児童発達支援に関しては、令和5年度実績が0人であるため、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。

※1 保育所等訪問支援…保育所などの施設を専門の児童指導員や保育士が訪問することで、障害児が集団生活に適応できるための専門的な支援を行うサービス。



⑥発達障害児者等に対する支援

発達の遅れがある障害児者等の保護者を対象に、情報や相談の機会の提供等を行う取組です。

実績

(年間)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
ペアレントトレーニング※1やペアレントプログラム※2等の支援プログラム等の受講者数	3人	5人	11人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
ペアレントメンター※3の人数	—	—	—
ピアサポート※4の活動への参加人数	9人	10人	10人

見込量

(年間)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	11人	11人	11人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	—※	—※	—※
ピアサポートの活動への参加人数	10人	10人	10人

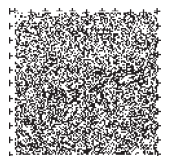
※発達障害支援における家族支援として、ペアレントトレーニングを実施しているため、ペアレントメンターの人数については見込量を算出していません。

※1 ペアレントトレーニング…保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの1つ。

※2 ペアレントプログラム…子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

※3 ペアレントメンター…自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。

※4 ピアサポート…同じ苦しみや生きづらさを抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動。

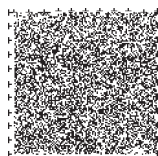


⑦精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関する取組です。

実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
協議の場の開催回数	5回/年	10回/年	11回/年
協議の場への関係者の参加者数	12人	14人	14人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	—	—
精神障害者の地域移行支援	0人/月	0人/月	1人/月
精神障害者の地域定着支援	1人/月	1人/月	2人/月
精神障害者の共同生活援助	86人/月	63人/月	73人/月
精神障害者の自立生活援助	—	—	—
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	19人/月	30人/月	37人/月

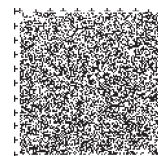


見込量

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	11回/年	11回/年	11回/年
協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—※1	—※1	—※1
精神障害者の地域移行支援	2人/月	3人/月	4人/月
精神障害者の地域定着支援	3人/月	4人/月	5人/月
精神障害者の共同生活援助	83人/月	93人/月	103人/月
精神障害者の自立生活援助	—※2	—※2	—※2
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	44人/月	51人/月	58人/月

※1 協議の場の目標設定及び評価に関しては実施方法について検討を進めます。

※2 精神障害者の自立生活援助に関しては、令和5年度実績が0人であるため、見込量を算出していませんが、サービスの需要が生じた場合は適切にサービスを提供します。

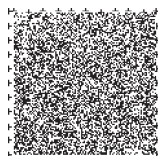


(2) 地域生活支援事業

障害福祉サービスだけでは支援が不十分な分野に関し、地域特性等を考慮し市町村が柔軟にサービスを提供する事業です。

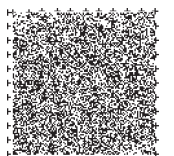
実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業(実施箇所数)	4か所	4か所	4か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
	成年後見制度利用支援事業	9件/年	11件/年	13件/年
	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	863件/年	943件/年	876件/年
	要約筆記者派遣事業	40件/年	96件/年	112件/年
	手話通訳者設置事業(登録者数)	31人	30人	29人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	23件/年	19件/年	26件/年
	自立生活支援用具	43件/年	47件/年	50件/年
	在宅療養等支援用具	39件/年	23件/年	40件/年
	情報・意思疎通支援用具	62件/年	77件/年	80件/年
	排泄管理支援用具	5,656件/年	5,112件/年	5,900件/年
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)	7件/年	2件/年	5件/年
	手話奉仕員等研修事業(登録見込み者数)	2人	0人	1人
	手話奉仕員等研修事業(講座開催回数)	135回/年	141回/年	142回/年
	要約筆記者養成研修事業(講座開催回数)	23回/年	21回/年	43回/年
	点訳奉仕員・音訳奉仕員養成研修事業(受講者数)	16人	21人	22人
	移動支援事業(利用者数)	252人	253人	264人
	移動支援事業(延べ利用時間数)	17,784時間/年	19,235時間/年	20,857時間/年
	地域活動支援センター(実施箇所数)	7か所	7か所	7か所
	地域活動支援センター(延べ利用者数)	3,006人	3,036人	3,040人
	訪問入浴サービス事業(派遣回数)	676回/年	721回/年	832回/年
	点字・声の広報等発行事業(利用者数)	54人	52人	51人
	日中一時支援事業(利用者数)	111人/年	139人/年	144人/年



見込量

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業(実施箇所数)	4か所	4か所	4か所
	基幹相談支援センター	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		15件/年	17件/年	19件/年
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	876件/年	876件/年	876件/年
	要約筆記者派遣事業	115件/年	120件/年	125件/年
	手話通訳者設置事業(登録者数)	30人	31人	32人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	28件/年	30件/年	32件/年
	自立生活支援用具	53件/年	56件/年	59件/年
	在宅療養等支援用具	43件/年	46件/年	49件/年
	情報・意思疎通支援用具	83件/年	86件/年	89件/年
	排泄管理支援用具	6,050件/年	6,300件/年	6,450件/年
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	5件/年	5件/年	5件/年
手話奉仕員等研修事業(登録見込み者数)		2人	2人	2人
手話奉仕員等研修事業(講座開催回数)		142回/年	142回/年	142回/年
要約筆記者養成研修事業(講座開催回数)		43回/年	43回/年	43回/年
点訳奉仕員・音訳奉仕員養成研修事業(受講者数)		22人	22人	22人
移動支援事業(利用者数)		268人	272人	276人
移動支援事業(延べ利用時間数)		20,810時間/年	20,788時間/年	20,782時間/年
地域活動支援センター(実施箇所数)		7か所	7か所	7か所
地域活動支援センター(延べ利用者数)		3,040人	3,040人	3,040人
訪問入浴サービス事業(派遣回数)		850回/年	850回/年	850回/年
点字・声の広報等発行事業(利用者数)		51人	51人	51人
日中一時支援事業(利用者数)		173人/年	192人/年	211人/年



(3) 障害児の子ども・子育て支援等

障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、障害児の受入体制の整備を図るものです。

実績

(年間)

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
幼稚園	83人	91人	103人
保育所	312人	357人	420人
認定こども園	25人	30人	25人
地域型保育事業所 ^{※1}	0人	2人	1人
認可外(地方単独事業) ^{※2}	—	—	—
放課後児童健全育成事業	117人	120人	120人

※1 小規模保育事業等の小規模な保育を行う施設

※2 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設。令和3年度、令和4年度、令和5年度は該当する施設なし

見込量

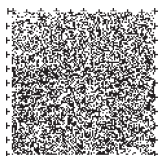
(年間)

施設名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	量の見込 ※3	提供体制 ※4	量の見込 ※3	提供体制 ※4	量の見込 ※3	提供体制 ※4
幼稚園	103人	103人	110人	110人	110人	110人
保育所	430人	430人	440人	440人	445人	455人
認定こども園	30人	30人	30人	30人	30人	30人
地域型保育事業所	2人	2人	2人	2人	2人	2人
認可外(地方単独事業)	— ^{※5}	— ^{※5}	— ^{※5}	— ^{※5}	— ^{※5}	— ^{※5}
放課後児童健全育成事業	141人	141人	141人	141人	141人	141人

※3 【幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所】混合保育児童数及び集団生活で配慮を要する児童数の見込み、【放課後児童健全育成事業】子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の実人数

※4 施設が受入れ可能な人数

※5 該当する施設予定なし



3. 見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

- ◆ 訪問系サービスの安定的な提供のため、サービス提供事業所の運営状況等の把握に努めるとともに、広く情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

- ◆ 日中活動系サービスの充実を図るために、医療的ケアを必要とする障害者を受け入れる施設等に補助金を交付し、重度障害者の日中活動の場の確保を進めます。

(3) 居住支援系・施設系サービス

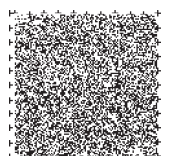
- ◆ 医療的ケアを必要とする重度障害者を受け入れた施設に補助金を交付し、重度障害者の地域生活の場の創出に努めます。
- ◆ 事業者に対して、重度障害者を受け入れることができるグループホームの整備の働きかけを行います。グループホームにおける支援を充実していくため、自立支援協議会等において、グループホームや相談支援事業所の職員による情報共有や意見交換の場を設けます。
- ◆ 施設入所支援に関しては、地域におけるセーフティネットとしての役割などもあることから、障害当事者の家族等からの切実な要望であることも踏まえ、必要なサービスの提供を行います。

(4) 相談支援

- ◆ 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所による、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の後方支援を行い、相談支援の充実と事業所の地域定着を図ります。
- ◆ 社会福祉法人等に対する、適切な情報提供や勧誘により、相談支援事業所の新規開拓を進めます。

(5) 障害児サービス

- ◆ 障害児のニーズに応じて、保育所、学校、相談支援事業所等との連携を図りながら、発達支援、家族支援、地域支援など総合的な支援を行います。



(6) 地域生活支援事業

- ◆ 障害者差別解消法や障害者虐待防止法の周知啓発等に関する取組を行います。
- ◆ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所を中心とした相談支援事業の充実を図ります。
- ◆ 成年後見制度の周知及び利用促進を図り、障害者の権利擁護を推進します。
- ◆ 手話通訳・要約筆記者の派遣や、各種講習会の実施、障害に関する理解促進等を通じて、コミュニケーション支援の充実を図ります。
- ◆ 重度障害者等の日常生活を支援するために、適切な日常生活用具の給付を行います。
- ◆ 障害者の社会参加を促進するため、障害の状況に合わせた移動支援の提供に努めます。
- ◆ 障害者の創作的活動、生産活動機会の確保のため、継続して地域活動支援センターの運営を支援します。
- ◆ その他の事業に関しても、障害者の生活実態やニーズを把握しながらサービス提供に努めます。

